

産前産後期間に係る国民健康保険料等の軽減届について（ご案内）

<届出の方法>

1 郵送による届出（別世帯の方による届出は不可）

※ 届出に来た人は「世帯主」となります。

必要なもの 1 産前産後期間に係る国民健康保険料等の軽減届（中野区のホームページからダウンロードすることができます。ダウンロードまたは印刷ができない場合は、下記までご連絡ください。届書の用紙をお送りします。）



2 母子健康手帳の表面（お名前の記載のあるもの）と出産予定日または出産日のわかるページの写し
3 世帯主または申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、国民健康保険証または資格確認書、運転免許証、パスポート、在留カード等）の写し

4 世帯主及び申請者のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード等）の写し

注：他の書類が全て揃っていて不備等が無いときは、4のマイナンバー確認書類は無くてもお受けします。

ご注意事項 1 原則として、お送りいただいた証明書等は返却しません。

2 書類に不備等があるときは、手続を進められないため書類一式を返送することがあります。

3 郵送方法は、なるべく 簡易書留郵便 または 特定記録郵便 にしてください。

2 窓口での届出

必要な書類等は「1 郵送による届出」と同じです。

ただし、窓口での届出の場合、母子健康手帳や本人確認書類等は「写し」ではなく「原本」をご持参ください。本人確認書類等は必要に応じ写しをとります。

窓口にいらっしゃる方と世帯主の方が違う場合は、世帯主の方のマイナンバー及び本人確認書類が無くてもお受けします。

◇ 中野区役所2階6番窓口へ、平日の午前8時30分から午後5時までの間にお越しください。

お問合せ・郵送先

〒164-8501 中野区中野4-11-19 中野区役所（2階6番窓口）

中野区国民健康保険（中野区 保険医療課 資格賦課係） 電話 03-3228-5511（直通）